

東京都駐車場条例検討委員会運営規程

31 都市建企第 1198 号

令和 2 年 2 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、東京都駐車場条例検討委員会設置要綱（令和 2 年 2 月 25 日付 31 都市建企第 1198 号。以下「要綱」という。）第 6 条の規定に基づき、東京都駐車場条例検討委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第 2 条 委員長は、要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき、委員に招集の通知を発する。

2 委員は、招集の通知を受けた場合において、出席できないときは、あらかじめその旨を委員長に申し出なければならない。

(会議の公開)

第 3 条 委員会は、傍聴希望者に公開する。ただし、委員長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(傍聴人等の守るべき事項)

第 5 条 傍聴人は静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 委員会における発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明する等発言を妨害しないこと。
 - 二 みだりに席を離れ若しくは談笑する等の方法により委員会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。
- 2 傍聴人が委員長の指示に従わない場合は、委員長は当該傍聴人に退場を命じることができる。
- 3 傍聴人は、委員会において写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、あらかじめ委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- 4 前三項の規定は、要綱第 5 条第 4 項の規定により出席した関係者について、準用する。

(会議及び議事録等の取扱い)

第 6 条 要綱第 5 条第 3 項の規定に基づき、会議、議事録及び資料は公開する。ただし、審議において、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号）第 7 条各号に規定する非開示情報を取り扱う場合であって、委員長がその公開を不相当と認めるときは、この限りでない。